

第7回学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会 議事録

日 時：平成31年1月16日（水）10:00～11:30
場 所：杉妻会館 3階「百合」
出席者：＜部会員50音順、敬称略＞
井上悠輔、大平哲也、加茂憲一、菅野晴隆、塩谷弘康、
高野武彦、津金昌一郎、寶澤篤、星北斗
事務局等担当者：＜福島県立医科大学＞
放射線医学県民健康管理センター
情報管理・統計室長 石川徹夫
＜福島県＞
県民健康調査課長 鈴木陽一

二階堂一広 県民健康調査課主幹兼副課長

それでは、ただいまより第7回学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会を開催いたします。

まず初めに、部会員の出欠について御報告申し上げます。

本日は、齋藤広幸部会員が欠席となっております。

それでは、議事に移りたいと思います。

議長は、本検討部会設置要綱によりまして、部会長が務めることとなっております。

それでは、津金部会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

津金昌一郎 部会長

第7回の検討部会を開催したいと思いますのですが、第6回はいつだったのかなと振り返ると一昨年11月ということで、ただ、1年ちょっとという間があいてはいますけれども、今回、報告書（案）も出てきたので、それを中心に検討させていただきたいというふうに考えています。

それでは、議事に入る前に、議事録署名人の指名ですが、塩谷部会員と高野部会員でお願いしたいのですけれども、よろしいでしょうか。では、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

まず、議事（1）説明事項です。

前回出された主な意見について、事務局から説明をお願いします。

鈴木陽一 県民健康調査課長

資料の説明に入ります前に、これまでの経過について御説明いたします。

一昨年11月15日に第6回部会を開催いたしまして、1年余りが経過しての本日第7回部会の開催に至ったところでございます。本部会におきましては、第6回までかけまして検討項目における論点等について御議論いただき、今回、県民健康調査データの第三者提供の在り方に関する報告書の案を資料として提示させていただいております。

また、国における全国がん登録情報の提供開始に伴い、本県におけるがん登録情報の提供に関する検討状況との整合性を図るため、歩調を合わせ、動向を見据えていたということもありまして、第6回の開催より期間があいてしまっておりますが、本日はどうぞよろしく願いいたします。

それでは、資料1を御覧ください。

前回の第6回部会における御議論の中で、部会員の皆様よりいただきました御意見を取りまとめた資料でございます。

まず、「県民健康調査データの第三者提供における倫理指針上の『IC手続困難な場合』への該当性について」であります。

倫理指針におきまして、県民健康調査データの第三者提供は、原則ICを必要とするが、手続が困難であり、倫理指針で定める規定に該当する場合につきましては、当該手続を省略し、情報を提供することができると整理しております。当該手続が困難な場合への該当性につきましては、現在の県民健康調査の実情に加えて、公益性等の関連事項と併せて総合的に御検討いただいたところであります。その中で、対象者全員に対して改めてICを取り直すということは、実情等を踏まえると非現実的で困難である、対象者の意思確保のためのオプトアウトの方法等を含め、県民への情報公開の方法が重要であるなどの御意見をいただき、IC手続困難な場合に該当すると整理されたところであります。

続きまして、裏面を御覧いただきたいと思います。

学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会での論点（案）【第6回検討項目】についてでございます。

「3 審査委員会について」（1）審査委員会の役割、論点12、及び（2）審査委員会委員の選任、論点13についてであります。事務局修正案に対しまして、当該修正案のとおりとされたところであります。

次に、①-3ページの（3）審査範囲、論点14であります。事務局案に対しまして、「県民の利益確保の視点は、学術的審査というよりは、倫理的審査の方に近い」、「学術的審査というのは当該箇所においてはなじまない用語であり、研究計画との整合性の確認にとどめるべきである」などの御意見をいただきました。

次に、（４）審査方法、論点15であります。事務局案に対しまして、「学会発表時にもアブストラクトなどの提出を求めて審査する必要がある」などの御意見をいただきました。

次に、①－４ページの（５）審査委員会の運営、論点16であります。事務局修正案に対しまして、当該修正案のとおりとされたところでございます。

次に、「５ 不適正利用について」（１）不適正利用の内容、論点27についてであります。事務局修正案に対しまして、「利用という概念を踏まえて言葉の整理が必要である」、「事前に承諾された者以外に渡した時点で不適正ではないか」、「必ずしも事前に承諾された分析方法以外での分析を不適正利用とすることはそぐわない」などの御意見をいただきました。

次に、（２）不適正利用への対応、論点28についてであります。事務局修正案に対しまして、当該修正案のとおりとされたところであります。

次に、①－６ページの（３）不適正利用者に対する措置、論点29における事務局修正案に対しまして、「研究代表者の下の構成員が不適正利用を行った場合には、研究代表者にペナルティは科せられる」、「必ずしも研究代表者が措置の対象となるかはケース・バイ・ケースである」、「過失以外に故意も併せて要素として入れるべきである」などの御意見をいただきました。

なお、これまでの御意見を踏まえまして、以降につきましては、これまで用いていた「不適正利用」という言葉を「不適切行為」と改めて説明させていただきたいと思っております。

詳細につきましては、後ほど検討部会での論点、資料２において説明させていただきます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

津金昌一郎 部会長

どうもありがとうございました。

今の御説明に関して、御意見などありましたらお願いします。よろしいですかね。

ちょっと今、改めて見ていて、ふと気になった点の一つあって、①－１ページですけれども、「対象者の意思確保」のところですね。この「県民の利益に配慮する」というふうになっているのですけれども、これ「県民の利益」でしょうかね。データ提供者の権利とか、そういうことに配慮というような気がして、改めて今更なのですけれども、ここら辺のところを再検討いただけないかなというふうに思いました。

鈴木陽一 県民健康調査課長

もう一度検討させていただきたいと思います。

津金昌一郎 部会長

拒否したりとかすることが本当に県民の利益になるのかということですよ。すみません、細かいことを今更気づいてしまいました。

ほかはよろしいでしょうか。では、塩谷部会員、お願いします。

塩谷弘康 部会員

資料2の方で確認してもよかったのかもしれないのですが、今の資料1の①-1ページのところで、「対象者と連絡を取ることが困難である」というのが囲みの中にあるのですけれども、この「対象者」というのは基本的に本人ということで限定してよろしいのかと。子供の場合には保護者であるとかが同意をするとかということがあるかと思うのですが、基本、本人なのかということと、それから、具体的に括弧の中に「死亡」であるとか「転居」であるとかと書いてありますけれども、どこまで追跡するというのを想定しているのかと。事前に届出等がない場合には、もうそこであっさりこれは難しいからというような判断になるのか、ある程度、本人の転居先等の確認の手続まで何かするというのを想定されているのか。ちょっとその2点を確認したいかなと思いました。

津金昌一郎 部会長

事務局、お願いします。

鈴木陽一 県民健康調査課長

そもそも県民健康調査の対象者等を追跡という段階で連絡を取ることが困難だという状況になったときには、それは当然にデータ提供の際にも困難だというふうに判断せざるを得ないと考えております。

それから、未成年者の場合についても、やはり保護者の同意という部分がありますので、対象者は当然その段階で対象者の範囲に含まれると判断しております。

津金昌一郎 部会長

よろしいですか。対象者（＝データ提供者）ということですよ。あるいは、未成年の場合は親権者ということで。よろしいですか。

ほかはございますでしょうか。はい、菅野部会員。

菅野晴隆 部会員

今の塩谷部会員のおっしゃっているのは、どこまでわからないときにやらなくてはいけないのかということへの疑問点なのかなとちょっと思ったので、意見というか、私の知っている範囲ですけれども、いわゆる個人のいろいろな情報の調査という、例えば住所とか死亡の有無とか戸籍調査とかですね、そういうものはそう簡単にはできない。職務上、特別にやるとか、我々弁護士ならできるとかはありますけれども、一般的にはなかなかできないですし、そこまでやること自体がまた個人情報との関係で問題になるということもあるので、出ている情報なり資料の中である程度判断されるという前提なのかなというふうにちょっと思います。

あと、先ほどの部会長のお話の中の「県民の利益」とは、結局、対象者たる県民というような感じで捉えるのですかね。それだと意味はつながるのですが、どうですか。

津金昌一郎 部会長

後者の話をすると、要するに基本的に拒否をするというのは、やはりデータ提供者ですよ、拒否をするという行為をするのが。だから「県民」ではなくて、やはり「データの提供者」ではないかなと思ったのですけれども。

菅野晴隆 部会員

もちろんそういう意味…。

津金昌一郎 部会長

拒否をできる機会を与える相手は…。

菅野晴隆 部会員

そういう趣旨ですか。

津金昌一郎 部会長

データを提供しない人には、拒否も何もないですよ。普通の県民で、この県民健康調査にデータを提供していない人も県民の中にはいると思うのですけれども、その人はデータを使ってもらうことに対して拒否をするということはないですよ。だから、県民だとちょっと広すぎるのかなと。

あと、データ提供をするということを担保することが県民全体の利益につながるのかなという、また別の問題もありますけれども。逆に、データの提供を拒否されて科学性が失われて、得られるデータがあまりいいデータではなくな

ると、県民は不利益を被るのではないかなと逆に思います。

菅野晴隆 部会員

そうですね。「県民の利益」という言葉はちょっと大きすぎるというような意味でしょうけれども、少なくとも提供する人の権利利益というか、そういうものに対しての配慮というのは必要だと思います。

津金昌一郎 部会長

そうですね。ただ利益かという話になると…。

菅野晴隆 部会員

利益という概念がまた…。

津金昌一郎 部会長

権利というか…。

菅野晴隆 部会員

なので、権利利益という言い方、ちょっと曖昧に言いましたが、少なくともその方のためにというところだとは思うので。

津金昌一郎 部会長

そうですね。利益はそれによってその本人が利益を得ることなのですからけれども。

菅野晴隆 部会員

利益とは経済的利益だけではないので、利益というのは広いので。そういう趣旨なのですかね。

津金昌一郎 部会長

今のことですか。では、實澤部会員、お願いします。

實澤篤 部会員

べきから言うと、どたばたでどうしようもなかったと思うのですがけれども、最初から県民の利益のために外部の人も含めて使う可能性がありますということを取っている方が、本来、べきだったのですよね。そこが難しかったのと、あれなので、そこで最初のべきができなかったときにどちらを取るかという話

で、聞いていなかったけれども協力してしまったから、あとは県民の利益のために君らに拒否権はないよと言ってしまうのか、一応拒否権を与えるのかというところについては、前回の議論もあれするのですが、かなり慎重に議論する必要があって、ただ、もうどっちかに決めるしかないのです、最終的にはここで決めるしかないと思うのですけれども、本来、べき論から言ったら、最初に取っていただければよかったよねという話が、多分最初のべきかなと思ってですね。次は、いずれにせよ事前なので、本来取れていなかったものに対して、拒否しようがない人についてはしょうがないと思うのですけれども、今、こういうことに使われるのだったら嫌だったと思う人が、いや、県民の利益につながるので権利を与えられもしませんということがこの場で決まって大丈夫かどうかというところについては、やっぱり慎重に議論するべきかなというふうに思います。

津金昌一郎 部会長

最初の菅野部会員の話は、要するに転居していない人に対して、接触してもう一度同意を取るということもそう簡単なことではないし、さらに言えば、転居した人に関しては住民票をもう一度照会して、そこから新たな住所を把握して、その人にまた接触するというのをしなくてはいけないので、更に困難だろうということだと思いますけれども。

菅野晴隆 部会員

部会長の大体おっしゃるとおりだと思いますけれども、ただ、容易に連絡が取り得る転居していない人というのは、その範囲で、要は普通の活動の中で連絡が取り得る人というような一般的なことで申し上げたつもりなのですけれども。

津金昌一郎 部会長

ですから、転居していない人に関しては、連絡は取ることはできることはできるのですけれども、その人にもう一度接触して再同意をもう一度取るということ自体は全く負担がないことではないということですね。

菅野晴隆 部会員

それを全てやっていったら、結局ものすごい…。

津金昌一郎 部会長

数もすごく多いということがあるし、あるいはお金もかかるし、時間もかかるということですよ。ですので、困難であることには該当するのではない

かということですね。よろしいでしょうか。

では、次に、議事（２）検討事項に進みたいと思います。

学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会での論点及び福島県県民健康調査データの学術研究目的のための第三者提供の在り方に関する報告書（案）について、事務局から説明をお願いします。

鈴木陽一 県民健康調査課長

それでは、資料２を御覧願います。これまで第１回から第６回部会まで御検討いただきました検討項目における論点（案）を取りまとめた資料でございます。

併せまして、資料３を御覧願います。県民健康調査の第三者提供に係る事務処理の明確化、有識者の行う審査の基準等を定めるための第三者提供に関するガイドラインの整備に向けた方針としまして、「県民健康調査」検討委員会へ提出する報告書の案でございます。

当該報告書（案）の構成といたしましては、「１ 経緯」、「２ 県民健康調査データを第三者提供する目的」、「３ 県民健康調査データの利活用の現状」、「４ 学術研究目的のための第三者提供に関するガイドラインの整備について」、「５ その他の諸課題」、「部会員一覧」、最後に「検討経緯」の順に作成しております。

資料２につきましては、当該報告書（案）における該当箇所を抜粋しておりますので、併せて御検討いただければと思います。

それでは、これまでの論点の振り返りも兼ねまして、大項目ごとに事務局より説明させていただき、御検討いただきたいと思います。

まず、「１ データについて」、論点１から論点９についてでございます。

（１）データ提供の対象とする研究につきましては、「公益性のある学術研究であり、研究成果をピアレビュー付きの学術論文として公表する研究とし、学会等で発表する場合については、論文受理後のみ認める」と整理されました。

続きまして、（２）提供するデータにつきましては、「県立医科大学において管理しているデータベースに保管されている県民健康調査データを第三者提供の対象とする」と整理されました。

続きまして、（３）提供するデータの性質、「ア データの性質」につきましては、「提供データは匿名化した上で提供するが、他の情報との照合により特定の個人が識別されることが否定できないことから、個人情報として取り扱わなければならない」と整理されました。

続きまして、「イ データ提供の根拠」につきましては、「福島県個人情報

保護条例第7条における例外規定である学術研究の目的に該当するため、第三者への提供が可能である」と整理されました。しかしながら、同条第3項を踏まえまして、「ガイドラインにおいて提供データの取扱い等に関する必要な事項を定めることとする」とされました。

続きまして、「ウ 調査対象者の同意」につきましては、現在、県が行っております県民健康調査データの利用に関して、県が自ら利用する場合や市町村等へ提供する場合等は同意を得ているが、「現在の同意内容において第三者へのデータ提供の同意を得ているとまでは言えない」とされ、しかし、条例の例外規定に該当するため、「改めて同意を取得することなく第三者へ個人情報を提供することが可能」とされています。しかしながら、データ提供に当たっては慎重な運用が求められており、「県民の利益に配慮するために制度運用開始の際には県民への丁寧な説明が必要であり、オプトアウトについても検討する」こととされました。

続きまして、「エ 匿名化の理由及び方法」及び「オ 匿名化の妥当性の判断」につきましては、「県民が不利益を受けることがないように個人情報の保護に最大限に配慮し、提供データは匿名化を施さなければならない」と整理されました。

続きまして、(4) 提供する場合のデータの形式につきましては、「県があらかじめ示すデータ項目から申請者が選択し、県が定める形式により提供する」ことと整理されました。

続きまして、(5) 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針との関係につきましても、これまでは論点とは別資料として県民健康調査のデータ提供と倫理指針との関係を検討してまいりましたが、下段にございます報告書(案)のとおり、「適用範囲」、「倫理審査委員会の意見」について、記載のとおり整理されたところであります。「インフォームド・コンセント等との関係」につきましては、学術研究の用に供するときであり、県民健康調査の実情を踏まえると、倫理指針上における「IC手続困難な場合」に該当すると考えられるため、「当該手続を行うことなく、既存情報を提供することができる」とされました。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

津金昌一郎 部会長

ただいまの御説明に関しまして、何か御意見あればよろしく申し上げます。今までの議論の論点に基づいて、報告書(案)として一番下の方に示されているということですが、はい、菅野部会員、申し上げます。

②－3 ページの最初のところの「1 データについて」というところで、「データ提供の対象とする研究」という、そもそも論みたいになってしまうのですけれども、今回ちょっと時間があきまして、私の方でももう一度見直してみ、て、「公益性」というところについてちょっと考えてみました。

以前、「公益性の高い」、「高い」という言葉が入っていたのを皆さん記憶にあるのではないかと思うのですけれども、それが私の意見で、公益性の判断でなかなか「高い公益性」というと難しくなってしまうので、公益性については、学術ということと併せて、そんなに大変な基準にならないように、公益性はあるかないかで判断すべきではないかと私自身がちょっと意見を申し上げたのですが、その後、いろいろ同じような学術研究目的の関係諸法令において使われている文言等を見させていただく中で、そもそも学術研究目的というのはよく例外になっていて、もともと学術研究目的というのは公益性がある程度あるというふうなことで例外化されてよく認められているということがあるので、それに更に強い意味をつけるという場合はやっぱり「高い」という言葉をよく使われているという傾向がございました。もう少しそのところを私なりに調べてみたところ、では何が高いかということ、やはり結局のところは、例えば営利性が見てとれるとか、そういった場合には高い公益性があるとは言えないのではないかというようなことが書いてあったりしまして、結論的には私が想定している公益性の議論の中で十分に判断とか処理とかできる、そういうものなので、高い公益性という言葉を入れなくてもいいのだろうなとは思いますが、ただ、「公益性」というのと「学術目的」というのが並列で並ぶとすると、ある意味、学術目的と言っているのに公益性のあるというのは、学術自体がある程度公益性があるということからすると、やや同じことを言っているのではないかというふうに捉えられてしまうのかなというのがちょっと気になりました。更にもうちょっと細かいことを言いますと、結局何がそういう私の疑問の出発点になっているかということ、「公益」というのと「営利」というのは、一応は法的な概念としても区別ができて、例えば株式会社とか典型的な営利法人も、いわゆる営利性というのも結局は利益を分配するとかそういう意味で営利性ということになるのですけれども、私的な目的で、かつ、利益を分配していくような典型的な株式会社のような営利法人と、典型的な公益法人と言われている公益かつ非営利と言われている法人があって、その間に中間的な法人というのが実はあって、それがよく公益ではないけれども非営利だと。例えば、公益ではないということは、構成員だけの共益の、所属している方だけの利益にかなうような活動をするけれども、決して営利的ではない、非営利だというような、そういう中間的な法人というのが関係で、一応「公益」と「営利」

というのは分けてよく議論されるのですが、ただ、公益法人に関しては、公益（＝非営利）というのは当たり前の前提になっているものですから、私としても「公益性」の判断という中に当然「非営利性」の判断というか、それも含めて「公益性」だというふうにちょっと思っていたものですから、あまり判断基準を不明確なり難しくしないために、公益性はあるかないかでいいのかなというふうに以前申し上げたのですが、いろいろな他の法令やその関係文献等を見ると、「高い公益性」という言葉が使われているケースもありまして、かつ、その「高い」という意味に、やっぱり営利性が見てとれたりするとそれは駄目だよというのを強く言う意味で、やっぱり「高い」という言葉を入れているというようなことがちょっと見受けられましたので、そのところを今から報告書にも反映されているので、「公益性のある」ということについて直すとか「高い」というのを入れるとかというまではちょっと私も申し上げにくいのですけれども、ただ、意味合いとしてはそういうことなので、「公益性」の判断においては当然公益、非営利というあたりや、高い公益性というものを目指して判断していくという前提で考えていただくべきなのだろうなというのは、ちょっと言っておかなくてはいけないなと思ひまして、私自身が前に発言していて申し訳ないのですが、そういうことです。

津金昌一郎 部会長

何か事務局の方、ありますか。

鈴木陽一 県民健康調査課長

公益性につきまして、「ある」とあえて入れたのは、やっぱり恣意的な研究を排除するという観点から、案として入れさせていただいたところでございます。

津金昌一郎 部会長

学術研究（＝公益性のある）というものであるから、「公益性のある学術研究」だと、重なるというか、同じことを言っているということなので、けれども、「公益性の高い」と言えば、少しはイコールではないという話で、学術研究の中でも公益性のレベルがあって、より高いと言った方がいいという、最終的にはそちらの方の御意見なのですかね。それとも、このままあればいいということですか。

菅野晴隆 部会員

ちょっと私もなかなかそこは難しいのですが、ただ、審査基準とか審査の方

法とかにおいてはあまり変わらないのだらうと思います。ただ、ちょっとそういうことがあるということをお報告しておかないと、私自身が「高い」というのをに入れてしまうと難しいのではないかと手前、やはりこれは責任上申し上げておかななくてはいけないなという趣旨なので、必ずそれを入れるべきだとまではちょっと言いにくいところです。入れても、そういう意味では、意味はないことはないというか、「高い」という言葉がおかしくはないというのはある意味わかったので、入れるのはいいとは思いますが、ただ、今から変えるほどかなというと、ちょっとそこまでではないのかなという意味です。

津金昌一郎 部会長

ちょっと重なるけれども「公益性のある研究」と言って、あえて丁寧に説明したということで、法律の文書とか、そういう行政文書ではなくて、報告書という意味においては、丁寧な説明ということで「公益性のある研究」というふうに、あえてやっぱり言うておいた方がいいかなという気はします。「高い」と言うと、確かにどれが高くどれが低いのかという判断が少しグレーになってくるので。

菅野晴隆 部会員

そうですね、やっぱり本当の意味での学術研究目的であれば、基本的には公益性があるということになるとは思いますけれども、その名の下にいろいろなことがやっぱり出てきても困るし、今回の制度の趣旨からいっても、そこはやっぱり強く公益性というのは意識するのだというのを言う意味でも、やっぱり重ねるといって、「公益性のある」というのを入れないというわけにはいかないと思いますので、これは私も同意見です。入れるべきだと思います。

津金昌一郎 部会長

こういう議論があったという前提のもとで、一応「公益性のある」、このままでということを進めたいと思います。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。

では、なければ、次の「2 データの提供先について」の事務局からの説明をお願いします。

鈴木陽一 県民健康調査課長

それでは、②-15ページを御覧いただきたいと思います。

「2 データの提供先について」、論点10及び論点11についてでございます。

(1) 提供先の範囲につきましては、提供データは、県民健康調査データを

第三者提供する目的を踏まえ、記載のとおり「限定した研究機関に所属する申請者」といたしました。ただし、「海外の研究機関については、より慎重な取扱いが必要である」と整理されました。

続きまして、(2) 試行期間の設定につきましては、「本格稼働後に発生する課題等を把握して適切に運用していく必要があることから、設定することも考えられる」と整理されました。ただし、「特定の機関や課題に偏ることのないようにするなどの配慮も必要である」とされました。

説明は以上でございます。

津金昌一郎 部会長

今の御説明、よろしいでしょうか。ここでもう一度「公益性の高い研究」と、これは何でしたかね。これは県民健康調査のものの定義ですか。ではなくて、今回この報告書の中で、「公益性の高い研究に対してデータ提供を云々」、これは「公益性のある」に変えてもいいということでしょうか。

鈴木陽一 県民健康調査課長

「公益性のある」という形で整理させていただきたいと思います。

津金昌一郎 部会長

よろしいでしょうか。高野部会員。

高野武彦 部会員

今、事務局の方から、そこの括弧書きの中の「公益性の高い」は「ある」に直すというお話があったのですけれども、ここはデータ提供に係る検討部会の設置のときの文言を引用したものだということで、括弧でくくってあるというふうに理解しているのですけれども。

津金昌一郎 部会長

そうですね。わかりました。直前にそういう議論があったので、ちょっと気になったところです。では、これはこのままでよろしいですか。

では、「3 審査委員会について」、御説明をお願いします。

鈴木陽一 県民健康調査課長

それでは、②-18ページを御覧いただきたいと思います。

「3 審査委員会について」、論点12から論点16についてでございます。

(1) 審査委員会の役割につきましては、ガイドラインに基づき、「データ

提供の可否等について審査を行う機関として設置する」とされました。

続きまして、（２）審査委員会委員の選任につきましては、委員構成を「疫学、法律、医療倫理その他の有識者により構成する」と整理されました。

続きまして、（３）審査範囲及び（４）審査方法につきましては、「データ提供時、研究計画の内容変更時に加え、論文投稿時及び学会発表時についても審査を行う」と整理されました。

続きまして、（５）審査委員会の運営につきましては、「審査委員会は原則非公開」とし、「開催頻度については、試行期間における申請状況等を踏まえて設定する」と整理されました。

説明は以上でございます。

津金昌一郎 部会長

ただいまの説明に関しまして、御意見などありましたらよろしくお願ひします。星部会員、お願ひします。

星北斗 部会員

すみません、一つ質問というか、今更という感じなのかもしれませんが、審査委員会の所掌事項のところ、②-18ページの一番下ですね。「各審査及び審議結果の知事への意見提出等を行う」ということは、前にも書いてあるのかもしれませんが、最終的に知事が責任を負うということになるのだらうと思えますね。それで、こういうものには言わずもがなかもしれませんが、法律の関係がどうなのかわかりませんが、何かトラブルがあったとき、この審査委員会なり審査委員の責任みたいな話は、問われる可能性というのはあるのでしょうか。あるいは、その免責についてここに書く必要はないけれども、当然そうだとするならば当然そうだとすることなのでしょうけれども、これは弁護士さんに聞いた方がいいのかもしれませんが、あるいは事務局からでもいいですけれども、教えてください。

津金昌一郎 部会長

まず事務局の方から、もし何かあれば。

鈴木陽一 県民健康調査課長

データ提供は県が行うものでありますので、基本的には県が責任を負うというふうを考えております。

津金昌一郎 部会長

菅野部会員、追加はよろしいですか。変な審査をしたら後で訴えられるとか、そういうことですか。委員会が責任を持つわけではなくて、結局知事がということですよ、責任の所在。

菅野晴隆 部会員

手続的な中では、県が責任を負って、個々の審査委員が責任を負うということは予定されていないとは思いますが、例えば審査の過程の中で、それこそ不適切な、他人の名誉を例えば著しく毀損するような発言や対応などが特別に見受けられるとか、そういうことによって一般的な民事訴訟等の対象になるというのは、それはいつでもあり得ると思うのですけれども、真摯な議論の中で、否定的な意見を言ってみたり、消極的な意見や積極的な意見を言ったことそのものに関しては、あくまでも県の委員会なり審議会としての検討の中での議論の発言とかということになって、それについては仮に万が一そういうことまでも含めて言ってくる人がいても、それはもう、その言ってくる人がおかしいということで、手続的な意味では、免責というか、責任ということではないのだろうというふうに思いますけれども。

津金昌一郎 部会長

よろしいでしょうか。ほかにございますか。

では、次の「4-1 審査基準について（データ提供時）」、事務局、よろしくをお願いします。

鈴木陽一 県民健康調査課長

それでは、「4-1 審査基準について（データ提供時）」、論点17から論点25についてでございます。

まず、（1）利用目的につきましては、「公益性、学術目的、県民の利益等の観点を踏まえ、総合的に判断する」と整理されました。

続きまして、（2）利用資格につきましては、中段にございます「利用資格に係る整理表」にまとめ、報告書（案）の記載のとおり整理されたところでございます。

続きまして、（3）研究計画の的確性につきましては、「倫理性、分析方法の妥当性等の観点から、データ提供の妥当性について判断する」と整理されました。

続きまして、（4）研究の実行可能性につきましては、「利用者の過去の実績及び研究体制の整備状況等について、総合的に判断する」と整理されました。

続きまして、（5）研究結果の公表につきましては、「研究結果については、

学術論文を掲載することを目的として発行されるピアレビュー付きの学術誌に投稿する」ことと整理されました。

続きまして、(6) 利用期間につきましては、「原則2年以内とし、必要に応じて5年の範囲で延長も可能とする」こととしております。

続きまして、(7) 所属機関の承認につきましては、「研究活動の信頼性を確保するため、所属機関からの承認を得る」ことと整理されました。

続きまして、(8) 倫理審査委員会の承認につきましては、「研究の実施について、倫理審査委員会の承認を得ていなければならない」と整理されました。

続きまして、(9) データの取扱いにつきましては、記載のとおり、「厳格な管理を求める」ことと整理されました。

説明は以上でございます。

津金昌一郎 部会長

ただいまの御説明に関して、御意見よろしく申し上げます。高野部会員、お願いします。

高野武彦 部会員

②-27ページの論点20ですけれども、研究の実行可能性のところ、ここの文言を見ますと、「利用者の研究活動に関する過去の実績、研究に係る人的及び組織的な体制の整備状況等について、総合的に判断する」となっているので、この「総合的」の意味合いに決して若手研究者の研究が阻害されないようにしていただきたいと思っております。この「過去の実績」とか「人的・組織的な体制云々」とかという、かなりハードルが高そうな感じもするので、やはり若手研究者の研究も阻害されないように運用していただければ有り難いと思っております。意見でございます。

津金昌一郎 部会長

事務局、ただいまの意見に関しまして何かございますでしょうか。

鈴木陽一 県民健康調査課長

「総合的」という言葉の中に、今御説明があったとおり、そういう考え方を盛り込んだということで御理解いただければと思います。

津金昌一郎 部会長

よろしいでしょうか。ほかはないでしょうか。

ちょっと一つ、私の方から。(3) 研究計画の的確性のところで、「⑤研究

計画と公表内容との整合性がとれているか」ということと、その後の括弧で「一つの研究計画に対して、原則一つの論文となっているか等」というのは、このデータ提供時で論文とかそこら辺の記載はちょっといらぬような気が、こういう話も何か多分今までの議論であったのかもしれませんが、わからないですよ、データ提供時の研究計画においては。それと、「公表内容」とあるが、公表内容ではない。公表しようとしている「公表予定内容」ですかね。だから、ちょっと何か先に行きすぎて、発表時の話のような感じがするのですけれども、いかがでしょうか。事務局の方、何か。

鈴木陽一 県民健康調査課長

もともとこれまで御議論いただいた中で、「一つの研究計画に対して、原則一つの論文となっているか」という項目について議論いただいた中で、前段の方を、「等」になっておりますけれども、そのほか、研究計画との整合性ということでこういう文言にしたのですが、部会長の御指摘がありましたので、文言を改めて整理させていただきたいと思います。

津金昌一郎 部会長

よろしくをお願いします。

ほかは御意見とかございますか。では、加茂部会員、お願いします。

加茂憲一 部会員

先ほど部会長がおっしゃっていた（3）の論点19の内容ですけれども、僕はちょっと2番目の「明らかに不適切な分析方法になっていないか」というところが引っかかってですね。「分析」というと、どこまでを分析というのかわからないですけれども、僕のようなリサーチャーの立場としては、「解析」というようなニュアンスが強いのかなと思っています。それで、分析方法が合っているかどうかというのは、これはレビュアーが判断することであって、データ申請のときに判断することではないのかなというイメージを持ちました。なので、ここは申請時にこの委員会で判断することではなくて、除外してもいいのではないかなというのが僕の意見です。

津金昌一郎 部会長

何というか、例えばサンプルサイズ設計、そういうことが本当にこれで言えるのかとか、そういうことも含めるような内容なのかなとは思っていたのですけれども、解析方法を、要するに研究計画書にある程度書きますよね、こういう感じで解析しますという。「分析」というのは何となく実験で分析するとい

う感じのイメージがあるけれども、「解析」に関してはそういう、ある程度やはり研究計画書のところに書かれていて、それが適切かどうかということなのだろうかなどは思うのですけれども。それでは、寶澤部会員、お願いします。

寶澤篤 部会員

私もある程度、多分解析方法というか見る必要があると思っていて、あんまり荒唐無稽だったら多分そもそもあれなのですけれども、こんなこと本当にできるのかしらと思うような研究テーマがやってきて、それは適切な解析方法でやりますと言われたとき、いや、そこはどういったやり方でこの仮説が検証できると思っているのですかというのは多分必要で、これはちょっとあまりにも実現性がないとか、そこからこれは正しい結果が導けないでしょうというときには、やっぱりそこはちょっと考えておかななくてはいけなくて、出せるものと出せないものが。わからないですよ、僕らの常識を越えた新たな解析方法をあれている、それはもう僕の特許の範囲ですみたいなことを言われたら、審査は当然できないのですけれども。具体的にどんな感じでやりますかということは、多分審査の項目の中に入れておいて、あんまりすごいのはその場ではじけるようにしておいた方がいいのかなとは思いますが。

津金昌一郎 部会長

菅野部会員、お願いします。

菅野晴隆 部会員

この要件に関してのみ、「明らかに」というふうに入っているのです、そういう意味でも今の御発言の趣旨に合うのではないかなと。本当に明らかな、そんなにできないでしょうから、逆に言えば。そういう前提でこの文言が「明らかに」と入っていると考えれば、残してもいいのではないかというふうに私も思います。

津金昌一郎 部会長

よろしいですか。加茂部会員、お願いします。

加茂憲一 部会員

「明らかに」どうかということであれば、僕はいいと思います。

津金昌一郎 部会長

私もそう思ったのですけれども、やっぱりあまりにも変なのは、ちょっと最

初のデータ提供時に拒否しておいた方がいいのではないかということだと思います。ですので、ある程度は、こういう解析方針であるということは示していただく必要はあるかと思います。

ほかはよろしいでしょうか。では、井上部会員、お願いします。

井上悠輔 部会員

一点、「一計画一論文」ということですが、かなりこの意見が非常に強い意見として出されていたというふうな形で今の表記は見えるところなので、すけれども、「一計画一論文」というふうな形にすると、実質的にこの最初の計画のときに半ば論文審査を兼ねているようなふうに見えてしまっていて、また、加えて後からも、たしか論文を投稿するときにまた審査をするというふうな形になるということで、何か作業が重なっているのではなからうかというふうに見えてしまうということがあります。

また、よりそもそも論的には、やはりこれ、「一計画一論文」なものなのではないかと。もし仮に最初の議論であったように学術研究が「公益性が高い研究」であるということであるならば、何も一つのデータから、一つの計画から、やはり複数の視点というのが出てくる可能性というのがあるのではなからうか。そのこと自体を何か論文が重複する可能性が高いからとかいうふうなことで「一計画一論文」に縛るとするのは、ややちょっとやり過ぎなのではなからうかというふうにも思ったりもするのですけれども、その点、ほかの先生方がかでしょうか。

もし私の申し上げた以外の理由で「一計画一論文」だというふうなことになっているとするならば、もし事務局の方から補足をいただければと思いました。以上です。

津金昌一郎 部会長

ここは、「原則」とか何か、そういう言葉を以前入れませんでしたかね。

大平哲也 部会員

前回、それも論議されたときに「原則」という言葉を入れたと思います。なぜかという、やはり一つのテーマでたくさん論文を書こうと思うと、いわば10個も書ける内容はできてしまうわけですよ。そうすると、このデータ提供の意味合いというのもちょっと少なくなりますので、新たにもし論文の方のテーマを書くのであれば、またそれを申請すればいいだけの話ですので、それはもう「原則一つの論文」としていいのではないかなと思います。ただ、先ほど部会長から言われましたように、このデータ提供時にそれを見るというのは

ちょっと困難かもしれないけど、これはやっぱり論文の審査時の話かなとは思いますが。

津金昌一郎 部会長

井上部会員。

井上悠輔 部会員

今、大平部会員がおっしゃったように、結局いろんなものに使うのだということ、計画自体が非常に茫洋としたものになってしまうということになるのであれば、それは確かにその利用する計画の説明としてなっていないのではなかろうかと。なので、ある程度こういった論文を書きたいというような方向性をしっかり示していただくと。そういった理由から「一計画一論文を原則とする」というふうな意味では納得したところでした。なので、今の意見書にあるような、論文が重複する可能性が非常に高いとかいうふうなところではまた違ったところで、計画自体はしっかり考え煮詰めた上で申請をしっかりと出してもらっているのだというふうなところを是非強調して、その観点からこの「原則」を説明していただきたいというふうに思ったところです。ありがとうございます。

津金昌一郎 部会長

ありがとうございました。このデータ提供時に「論文」という言葉を使うかどうかは、是非また検討していただければというふうに思います。やはりその研究計画がちゃんとある一つの特定の目的を達成するような研究計画になっているかどうかということをデータ提供時には確認するのだろうというふうに考えます。寶澤部会員、お願いします。

寶澤篤 部会員

ただ、すみません。データ提供のそもそもの目的がピアレビューの付いた学術雑誌に論文を載せるといのがそもそもの目的になっているので、ここはあえて「論文」にしておかないと、ほかの方たちは基本的には認めていない形になっていたと思いますので、ここは「論文」で仕方がないのかなと思いました。

津金昌一郎 部会長

そうすると、「論文とする予定になっているか」という言葉ですかね。「論文となっている」とは、その論文になってしまっているみたいな感じになってしまう。

實澤篤 部会員

「学術論文として公表するもの」というのがそもそものところのデータ提供の対象とする研究のところにあるので、それはやっぱりこのところで縛るのも「論文」で縛るしかないのかなと思います。

津金昌一郎 部会長

今の御意見を再度検討していただいて、もう一度、事務局の方で案を作っただけであればというふうに考えます。ほかはよろしいでしょうか。

そうすると、次は「4-2 審査基準について（論文投稿時）」ということで、御説明をお願いします。

鈴木陽一 県民健康調査課長

それでは、②-34ページをお開き願います。「4-2 審査基準について（論文投稿時）」、論点26についてでございます。

論文投稿時における審査項目としまして、「目的適合性、分析の一貫性、倫理性及び投稿先の確認等の観点から、個人情報保護の観点及びあらかじめ承諾された公表形式等との整合性について、審査を行う」こととされました。

説明は以上でございます。

津金昌一郎 部会長

ただいまの説明に関して、御意見とかありましたらよろしくをお願いします。よろしいでしょうか。

では、次は、「5 不適切行為について」及び「6 その他」のところ、最後のところまでです。

鈴木陽一 県民健康調査課長

続きまして、「5 不適切行為について」、論点27から論点29についてでございます。

先ほども申し上げましたが、これまで用いておりました「不適正利用」を「不適切行為」と改めており、前回、「利用」という概念を踏まえて言葉の整理が必要である等の御意見を踏まえまして、今回の取りまとめに合わせ、改めてお示しするものでございます。

まず、（1）不適切行為の内容につきましては、前回までの事務局案に、「①返却期限までにデータの返却を行わない場合」を追加し、「事前に承諾された者以外が利用した場合」を削除し、「⑤事前に承諾された者以外にデータ

を提供した場合」に改めさせていただいたところであります。また、御意見を踏まえまして、「事前に承諾された分析方法以外での分析を行った場合」を削除しております。

続きまして、(2) 不適切行為への対応及び(3) 不適切行為に対する措置につきましては、論点29の事務局案に掲載しております「不適切行為の措置要件・程度に応じた措置内容」のとおり、過失の程度を踏まえまして、前回までの事務局案を表として更新しております。なお、事務局案においてこれまでお示ししておりました「一定期間のデータ利用禁止、氏名及び所属機関名の公表」を削除させていただいております。報告書(案)におきましては、「当該データ提供の枠組み及び不適切行為等への対応等」として記載しているところであります。

続きまして、「6 その他」、論点30についてでございます。

研究成果の県民への還元につきましては、「提出された学術論文等について、広く県民にわかりやすく情報発信をしていくか、その方法について具体的に検討し、実施していく必要がある」とされたところであります。

説明は以上でございます。

津金昌一郎 部会長

ただいまの説明に関して、御意見をお願いします。星部会員、お願いします。

星北斗 部会員

これはそもそも、審査委員会を設置して審査をして、どういう媒体で渡して、それをどうやって回収するのかというのがちょっとよくわかりません。コピーをとられてしまえばそこまではないかという話でありますので、返却を行うというのであればどうかという話と、それから、どういう媒体でというのは書けないのかもしれませんが、単純に言うと審査費用とかデータを提供受けるときにお金というのは発生するのかなというのは、ふと疑問に思いました。議論があったような気がしますけれども、それはどんなふうに考えるのか。県が決めることですのでということでもいいのでしょうかけれども、これだけの時間をかけ、そしてこれだけのことをやりますと言って、それから、あなたもそれを守りなさいと言ってやる以上、何らかの契約というのがあって、その契約に伴い発生する様々な責任と、責任の話は出てくるのでしょうかけれども、費用負担なんかについてはどう考えているのかと、基本的なことをちょっと知りたいのですが、お願いします。

津金昌一郎 部会長

事務局、お願いします。

鈴木陽一 県民健康調査課長

経費の負担につきましては、今後、ガイドラインの作成等の際に、どうしていくかをその中で考えていきたいというふうに思います。

津金昌一郎 部会長

よろしいですか。

星北斗 部会員

それでいいのだと思うのですけれども、ここでの報告書として、つまりデータ提供の在り方に関する報告書ですから、幾らもらうかというのを決めるのはそこで決めてもらってもいいのでしょうかけれども、そもそももらうべきか否かとかいうことを全くここで議論しないで、それから、その媒体の話もそうなのですけれども。議論しないで、あとはじゃあその具体的なガイドラインのときにやりましょうということでもいいのか。ちょっとそこは座長に仕切っていただければと思います。

津金昌一郎 部会長

例えば相応の費用負担を求めるとか、そういうようなことも報告書のところに書いた方がいいということでしょうかね。

星北斗 部会員

あるいは、費用負担については…。

津金昌一郎 部会長

求めないとか。

星北斗 部会員

求めないとかですね。あるいは相応の負担を求めるとし、その具体的な中身については別途検討するとかですね。何かきれいごとでずっと来ているのですけれども、学術論文で公益性が高いからといったときに、お金の話をするのはどうかと思いますが、そのあたりのところをどうするのか。

もう一つ、データ返却についてちょっと教えてください。返却をさせるというのは、洗いざらい一切合財全部返せという意味か。派生しているデータ、いろんなものも含めてというのではなくて、もとの生データそのものをもとの状

態で返してくれと。それで、そのコピーがとられていないことを確認させてくれと。こういうことになるのですかね。

津金昌一郎 部会長

そうですね、難しいでしょうね。それをちゃんと担保することは難しいと思いますけれども。だから、そういう意味では、やっぱり契約というか、データ提供時の何か契約書みたいなことって何かこの中に書かれていましたかね。要するに、何らかのきちんとした契約みたいなものを相手と取り交わすことによって、提供するとか、そういうような、この報告書の案としてはあってもいいのかなというふうには思いますけれども。そこら辺で本当にデータを返却しなかったとか、返却するというのは本当に難しいかもしれないですね。与えられた媒体をそのまま返すということが返却なのでしょうけれども、かつ、自分のコンピューターにそれをコピーがないということを証明することは多分難しいと思うので、そういうコピーがないということを誓いますみたいな誓約、そういうような何か文書を、提供時と返却時とかに契約文書みたいなものを取り交わす必要があるのかなというような感じはします。事務局の方はいかがでしょうか。

鈴木陽一 県民健康調査課長

今いろいろ御意見いただきました点については、報告書の最終案の中に盛り込ませていただきたいと思います。

津金昌一郎 部会長

では、菅野部会員、お願いします。

菅野晴隆 部会員

②-39ページの4(9)にも書いてありますが、もともと「データ提供はあくまで申請者からの申出に基づき、私法上の契約として行うもの」ということで今まで整理されてきて、行政処分ではない、処分性はないという前提で。なので、例えば不利益処分に関しても当然契約にうたっていることを守らないときには、そういうペナルティがあっても当然だということが契約に定められているからこそできるという建てつけでやってきたと思いますし、その契約において、今のような部分、例えばデータの返却に関しても、もちろん誓約をするとか、そういうことは絶対しないと書いたり、あるいは何か疑いがあったときに調査を異議なく受けることとか、例えばですね。そういうことをやっていくことによって契約で縛っていく以外にはちょっとないですし、契約をするとい

うことが前提だったと思いますので、まさにそこを整理していくということではないかと思います。

津金昌一郎 部会長

わかりました。よろしいですかね、そんなところで。

井上部会員、お願いします。

井上悠輔 部会員

星先生もおっしゃいましたけれども、この「返却」というのが最初に出てくるのはちょっと目立つのですが、本当に「返却」というふうな形で、物かのように扱うというふうな形のやりとりをするのかどうかということも含めて、まだちょっと決まりきっていないところも多いと思うのですが、やりとりの在り方について縛ると。「返却」に限定するのではなくて、もうちょっと広いやりとりも可能性としてあり得るかもしれないというふうなことを報告書の中に入れておいていただけると有り難いなと思いました。

津金昌一郎 部会長

厚生労働省や何かの人口動態統計を提供してもらうときに、たしか「廃棄する」という、そういう文書があって、「返却しろ」というふうには多分なっていないかとは思いますが、返却することが本当に現実的かということですよ。ただ返すことが本当に現実的かということも含めて、是非御検討いただければというふうに思います。きちんと「廃棄する」ということを誓約させることが現実的なのではないかなというふうには思いますね。

寶澤部会員、お願いします。

寶澤篤 部会員

データの「漏えい」はそうなのですからけれども、データの「紛失」というのが入ったときに、一つデータを管理していた証拠みたいなものがデータの返却というときにきちんと捨てずにとっていましたよという、捨てずにとるか、紛失せずにはありましたよという一つの証拠になるのかなという気はするので、③に該当させているのだとすると、①の返却をもって、紛失もしていないし、あれもしていませんでしたという証拠にはなるのかなという気はします。紛失というのは多分落としたとかですよ、この意味的には。誤って消去してしまった場合に不適切行為になるのかどうかというのもちょっと、紛失なのかどうかかわからないのですけれども、そこは枝葉だと思うのですけれども。提供データ、僕もいろんなデータがあれですけれども、「返却」という形よりは、「廃

棄」は確かに多いような気がします。返されても向こうも困るところはあるのですね。そこは事務局の方で、どういった文言が適切かというのは御検討いただければと思います。

津金昌一郎 部会長

そうですね。物理的に本当に提供した媒体をそのまま返してもらうということを要求するのかどうかということも含めて、検討していただければというふうに思います。

大平部会員、お願いします。

大平哲也 部会員

私も「廃棄」の方でいいのかなと思います。ほかのところの研究もそういうふうになっていることがほぼ多いですし、倫理申請の方もほとんどが「廃棄」という形になっているかと思います。あと、先ほど寶澤部会員の方から出た紛失とか消えてしまった場合、これはもちろんハードディスクが突然故障して消えてしまうということはあることで、それを「紛失」というふうに捉えるのはちょっと難しいかなとは思いました。

津金昌一郎 部会長

よろしいですか。ほかはよろしいでしょうか。

これで一通り報告書に関する検討は終わりますけれども、全部振り返ってもし何かあれば。大平部会員、お願いします。

大平哲也 部会員

先ほどちょっと話題になりました、論点19の研究計画の的確性、データ申請時の「一計画一論文」の話と、それから論点26の審査項目というのが、どうもちょっとごっちゃになっている可能性があるので、少し整理したいなと思います。

論点19の研究計画の的確性の判断のときの⑤では、「研究計画と公表内容との整合性がとれているか」というふうに書いてありましたが、これはむしろ、先ほど部会長が言いましたように、論点26の審査項目ではないかというところなのかなと思います。

逆に論点26の審査項目の②で、「データ利用申請時の分析方法を用いた内容となっているか」というふうに書いてありますけれども、これに関しては、完全に分析方法が一致する可能性もちょっと難しいところなので、むしろここが「研究計画と公表内容との整合性がとれているか」というところになるのかな

というふうに考えます。

津金昌一郎 部会長

わかりました。どうもありがとうございました。では、その旨を含めて、事務局の方で御検討ください。よろしいでしょうか。

それでは、次に、議事（3）その他に移りたいと思います。

県民健康調査データの第三者提供に向けたスケジュール（予定）について、事務局からの説明をお願いします。

鈴木陽一 県民健康調査課長

それでは、参考資料を御覧願います。県民健康調査データの第三者提供に向けたスケジュール（予定）でございます。

前回の部会におきまして、今後の作業の流れについて明示いたしまして、平成31年度中に試行期間を開始するスケジュール（案）を提示させていただきました。

県民健康調査データの第三者提供につきましては、収集データの特殊性及び個人情報保護の観点等から、より慎重に検討を重ねているところでございます。

つきましては、今回、現在の検討状況を踏まえまして、改めてスケジュール（予定）として提示させていただきたいと思います。

お示ししておりますとおり、今回、報告書（案）を御検討いただきましたが、今年度におきましては、本日の検討部会をもちましてお時間をいただき、報告書（確定版）の作成に進みたいと思います。また、本日御提示しました報告書（案）に対していただきました御意見等を反映させ、新年度に改めまして報告書の案を御提示し、御了承いただきました上で、検討委員会に提出してまいりたいと考えております。

以降につきましては、必要に応じて開催する可能性もございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、2020年4月以降に試行期間の開始予定時期を改めまして、引き続き、これまでの検討過程で生じてきました一つひとつの課題解決に努め、より慎重に第三者提供に向け進めてまいりたいと考えているところであります。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

津金昌一郎 部会長

どうもありがとうございました。星部会員、お願いします。

星北斗 部会員

県民への周知とか、あるいはオプトアウトについては、本文の中でも、どうするのかその先を考えると書いてありますが、スケジュールの中に点々でもいいですし、県民への周知とか、もちろん研究者への周知というものもあるのかもしれませんが。県民への周知というのは、中身が固まらないと、こんなふうにして提供しますよというのが決まらないのに、漠然と、提供するけど嫌なら言ってくるという話も無責任なので、ある時期に期間を限るのか、あるいはずっとやるのかにしても、十分な説明をするということと、その期間の設定というのは必要になってくると思うので、ここに今更入れろとは言いませんが、次にこういうものを出すときには、そういうスケジュール感とか、そういうことを忘れていないよというメッセージもここに書いていただいてもいいのかなと思いました。

津金昌一郎 部会長

事務局の方、お願いします。

鈴木陽一 県民健康調査課長

検討させていただきたいと思います。

津金昌一郎 部会長

周知というか、オプトアウトとか、本当によく理解していただくことがやっぱり必要になると思うので、大事なことだと思います。實澤部会員、お願いします。

實澤篤 部会員

同じことを繰り返すようなのですけれども、やっぱりオプトアウトをするにしろしないにしろ、今回我々の決定でこういうことをやるのが決まった段階で、この会議は公開されていますので、知っている方は知っていらっしゃるし、報道機関の方もいらっしゃるので、全く誰も知らないところではないと思うのですけれども。ある日突然オプトアウトはしないことになった、データ提供が始まる2020年の4月って実はあと1年後なので、結構、ガイドライン決めて何かしてというと、県民の方に周知する期間もそれなりに必要なのと、そこについての御意見、何かよくパブコメがどうのという話、パブコメを求めるようなものではないような気はするのですけれども、そういったときに御意見をいただくような期間とかをある程度持つておかないと、この4月以降のところの矢印が少しびよんびよんとなっているので、4月ではないのかもしれないのですけれども、そのあたり、ちょっとガイドラインが決まった後のタ

イムスケジュールがやっぱり少し、そろそろ御検討いただいた方がいいのかなと思いました。

津金昌一郎 部会長

事務局の方は。

鈴木陽一 県民健康調査課長

オプトアウトの件は大変難しい問題だと認識しております。この県民健康調査のデータにつきましては、もう既に検討委員会や甲状腺検査評価部会で公表されている数字でございますので、それとの整合性をどう考えていくかというものもでございます。

それから、スケジュールに関しまして、御指摘ありましたように4月以降ということで、早くても4月ということで考えております。できれば年度内にはスタートさせたいと思っておりますが、いろいろ今後どういうふうに進めていくかについては、県内部で検討してまいりたいというふうに考えております。

津金昌一郎 部会長

オプトアウトは、本当に重要な問題というか、もちろんやることはとても個人情報保護に上乘せするような感じで、とても誠意がある対応だとは思いますが、すけれども、あまりにもオプトアウトが多すぎてしまうと、今度は完全に科学性が担保できないので、そのようなデータ解析は意味がなくなってしまうので、データ提供自体をやめた方がいいということにもならざるを得ないような、非常に重要な問題だとは思っているので、特に県民の皆様方に対する丁寧な説明はやっぱり非常に重要だというふうに考えます。

よろしいですか。井上部会員。

井上悠輔 部会員

県民の方々に対する説明の話などは、星先生の前に、むしろ私の方がちゃんと意見として言わなくてはいけないようなことだったと思います。

試行期間自体があって、その次に本番といいますか本計画が来る形なのですが、データ依頼する人からすると、それが試行であろうが本番であろうが、されていることは同じことになってしまうわけでありまして、情報提供や説明の在り方というのは、試行期間もある意味、データを取り扱うという意味ではまさに本番が始まっているというふうに捉えて、その以前から情報提供の在り方というものを別途このスケジュールの中にしっかり入れておかななくてはならないのだろうというふうに思ったところです。

津金昌一郎 部会長

寶澤部会員、お願いします。

寶澤篤 部会員

先ほど若干下世話な話みたいな話があったのですが、これ、もしもものすごい量のデータ分譲依頼があり、依頼が多分データハンドリングしていると思うのですが、猛烈にデータの切り出しやら何やらという作業負担があったときに、県としては依頼の実際データ従事に関わる方々に対するサポートみたいなのは、こういうところで考えられているのか。それとも、もう業務の一環として県の職員だから頑張れというふうにしてしまうのか。そのあたり、この業務に派生するものとして起こり得ることだと思うのですが、そのあたり、何か御検討されていますか。

津金昌一郎 部会長

事務局、お願いします。

鈴木陽一 県民健康調査課長

実際にガイドラインとかを作った段階でどこまで絞り込むかということにもよろうかと思えます。

それから、私どもも、どのぐらいのボリューム感があるのかという、業務に関してはまだ全く予想がつかない部分でございますので、今御指摘いただいた件については、医大と連携して対応を考えてまいりたいと思っております。

津金昌一郎 部会長

我々もデータ提供する機会というのがいろいろあるのですが、その際にはデータ・トランスファー・アグリーメントという契約書を交わしてやるのですが、ただ、提供を求めてくる側は、結構グラントというか研究費を取ってきていて、そのデータを提供してくれるところに対して、ある程度研究費をそれなりの要するにかかる経費に関して支払うというのが一般的というか、そのような現状なので、逆にデータ提供を求める側に対して、やはりハンドリングフィーというか、そういうのを、先ほどそういう無償で提供するのかという話がありましたけれども、有償で提供するということもやはり考える必要があるのかもしれないね。あるいは、それは県の予算なり何なりでそこは担保するとか、そういうこともやはり考えていかないと駄目ですね。そこら辺も重要な御指摘かと思えます。どうもありがとうございます。

ほかはよろしいですか。もし特になければ、事務局から何かございますでしょうか。

鈴木陽一 県民健康調査課長

事務局からは特に用意してございません。

津金昌一郎 部会長

以上で第7回学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会を終了します。少し早めで終わってよかったと。また、第8回もあるみたいですので、よろしくをお願いします。

二階堂一広 県民健康調査課主幹兼副課長

今回の検討部会の日程でございますが、部会員の皆様方の御都合をお聞きし、調整の上、正式に決まりましたらば、改めてお知らせしたいと考えております。

以上をもちまして、第7回学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会を閉会いたします。ありがとうございました。